

出資等適正化調査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

出資等適正化調査委員会規程の一部を改正する訓令

出資等適正化調査委員会規程（昭和43年岩手県訓令第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 県が一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社に対して行う出資及び損失補償（以下「出資等」という。）の適正化に関する事項並びに県が<u>出資等をしている法人の運営の適正化に関する事項</u>を調査審議するため、出資等適正化調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 委員長は副知事を、副委員長は<u>総合政策部長</u>をもって充てる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(幹事会)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 幹事長は、<u>経営評価課総括課長</u>をもって充てる。</p> <p>3 幹事は、<u>政策推進課総括課長</u>、地域企画室長、環境生活企画室長、保健福祉企画室長、商工企画室長、農林水産企画室長、県土整備企画室長、<u>総務室長及び出納局管理担当課長</u>をもって充てる。</p> <p>4～7 [略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、<u>総合政策部経営評価課</u>において処理する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 県が一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社に対して行う出資及び損失補償（以下「出資等」という。）の適正化に関する事項を調査審議するため、出資等適正化調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 委員長は副知事を、副委員長は<u>総務部長</u>をもって充てる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(幹事会)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 幹事長は、<u>総務室長</u>をもって充てる。</p> <p>3 幹事は、<u>首席政策監</u>、地域企画室長、環境生活企画室長、保健福祉企画室長、商工企画室長、農林水産企画室長、<u>県土整備企画室長、予算調製課総括課長及び出納局管理課長</u>をもって充てる。</p> <p>4～7 [略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、<u>総務部予算調製課</u>において処理する。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。